

香芝市告示第56号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、歳入の収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令第158条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

香芝市長 福岡 憲 宏

1. 委託した事務

総合福祉センター貸室料金及びかしば・屯鶴峯温泉使用料の収納

2. 委託を受けた者

奈良県香芝市狐井370-1

近鉄ファシリティーズ株式会社 奈良支店香芝営業所

3. 委託の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日